

**令和2年第4回泉南市議会定例会議案補助資料  
新旧対照表**



## 資料一覧表

(令和2年12月9日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	2	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	5
議案	3	泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案	4	泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	15



議案第2号補助資料 泉南州市税賦課徴収条例等新旧対照表

第1条 泉南州市税賦課徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第9条、第34条第2項、第39条第5項、第40条第2項、第42条の12第2項、第61条第2項、第90条第5項、第93条第2項、第119条第2項（第120条の7において準用する場合を含む。）及び第120条第2項（第120条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第9条、第34条第2項、第39条第5項、第40条第2項、第42条の12第2項、第61条第2項、第90条第5項、第93条第2項、第119条第2項（第120条の7において準用する場合を含む。）及び第120条第2項（第120条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第3項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u></p>

第2条 泉南市債権管理条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 1～3 (略) (延滞金の割合の特例)</p>	<p>附 則 1～3 (略) (延滞金の割合の特例)</p>

改正前	改正後
<p>4 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>（泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）</p> <p><u>5</u> （略） （泉南市介護保険条例の一部改正）</p> <p><u>6</u> （略） （泉南市土地改良事業分担金条例の一部改正）</p> <p><u>7</u> （略） （泉南市農用地整備事業負担金等の徴収に関する条例の一部改正）</p> <p><u>8</u> （略） （泉南市下水道事業受益者負担等に関する条例の一部改正）</p> <p><u>9</u> （略） （泉南市道路占用条例の一部改正）</p> <p><u>10</u> （略）</p>	<p>4 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（<u>延滞金特例基準割合</u>を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、<u>年0.1パーセントの割合</u>とする。</p> <p>（泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）</p> <p><u>6</u> （略） （泉南市介護保険条例の一部改正）</p> <p><u>7</u> （略） （泉南市土地改良事業分担金条例の一部改正）</p> <p><u>8</u> （略） （泉南市農用地整備事業負担金等の徴収に関する条例の一部改正）</p> <p><u>9</u> （略） （泉南市下水道事業受益者負担等に関する条例の一部改正）</p> <p><u>10</u> （略） （泉南市道路占用条例の一部改正）</p> <p><u>11</u> （略）</p>

### 第3条 泉南市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p>

改正前	改正後
<p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u>（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u>（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u></p>

#### 第4条 泉南市介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第5条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u>（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第5条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u>（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合</u></p>

改正前	改正後
	<u>合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u>

## 第5条 泉南市国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 1～17 (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>18 当分の間、第44条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>19 (略)</p> <p>20 (略)</p> <p>21 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p>22 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、<u>附則第20項</u>の規定により算定される</p>	<p>附 則 1～17 (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>18 当分の間、第44条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>19 <u>前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u></p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>20 (略)</p> <p>21 (略)</p> <p>22 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p>23 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、<u>附則第21項</u>の規定により算定される</p>

改正前	改正後
額より少ないときは、その差額を支給する。 (新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免の特例) 23 (略)	額より少ないときは、その差額を支給する。 (新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免の特例) 24 (略)

第6条 泉南市土地改良事業分担金条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u>(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u>(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>3 <u>前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)</u>が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</p>

第7条 泉南市農用地整備事業負担金等の徴収に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略) (延滞金の割合の特例)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (延滞金の割合の特例)</p>

改正前	改正後
<p>2 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>2 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>3 <u>前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u></p>

## 第8条 泉南市道路占用条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合</u></p>

改正前	改正後
	<u>合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u>

第9条 泉南市下水道事業受益者負担等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p> <p>3 <u>前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u></p>



議案第3号補助資料 泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(職員)                      第10条 (略)                      2 (略)                      3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの又は任用されるべき日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定しているものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)                      4・5 (略)</p>	<p>(職員)                      第10条 (略)                      2 (略)                      3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは<u>同法第252条の22第1項の中核市</u>の長が行う研修を修了したもの又は任用されるべき日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定しているものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)                      4・5 (略)</p>



議案第4号補助資料 泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、停車帯その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。)第2条に定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に<sup>さく</sup>狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p>	<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。)第2条に定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に<sup>さく</sup>狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p>
	<p>(<u>自転車通行帯</u>)</p> <p><u>第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p><u>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるもの</u></p>

改正前	改正後
<p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p><u>とする。</u></p> <p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(歩道)</p> <p>第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(歩道)</p> <p>第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(曲線部の片勾配<sup>こう</sup>)</p> <p>第16条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切</p>	<p>(曲線部の片勾配<sup>こう</sup>)</p> <p>第16条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切</p>

改正前	改正後
<p>な値の片勾配を<u>附</u>するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を<u>附</u>さないことができる。</p>	<p>な値の片勾配を<u>付</u>するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を<u>付</u>さないことができる。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(緩和区間) 第18条 (略) 2 車道の曲線部において片勾配を<u>附</u>し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。 3 (略)</p>	<p>(緩和区間) 第18条 (略) 2 車道の曲線部において片勾配を<u>付</u>し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。 3 (略)</p>
<p>(縦断曲線) 第22条 (略) 2 (略) 3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の<u>下欄</u>に掲げる値以上とするものとする。</p>	<p>(縦断曲線) 第22条 (略) 2 (略) 3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の<u>右欄</u>に掲げる値以上とするものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(横断勾配) 第24条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の<u>下欄</u>に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。</p>	<p>(横断勾配) 第24条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の<u>右欄</u>に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を<u>附</u>するものとする。 3 (略)</p>	<p>2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を<u>付</u>するものとする。 3 (略)</p>
<p>(待避所) 第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。 (1)・(2) (略)</p>	<p>(待避所) 第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。 (1)・(2) (略)</p>

改正前	改正後
<p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条第2項、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>	<p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第7条、<u>第7条の2</u>第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条第2項、第7条、<u>第7条の2</u>第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>

